

消費課税

低所得者層に対する配慮から 軽減税率導入へ

大和総研 金融調査部
制度調査担当部長

吉井 一洋



与党内調整で 手間取る

2016年度税制改正では、消費税にいわゆる「軽減税率」の導入が盛り込まれた。17年4月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、低所得者層に配慮する観点から食料品等が軽減税率の対象になった。もっとも、「軽減税率」とはいうものの、食料品等に課せられる税率が現状よりも引き下げられるというわけではなく、現行の税率（8%）を維持するにすぎない。

当初、与党の16年度税制改正大綱は12月10日に公表される予

定だったが、「軽減税率」に関する調整に時間がかかり、10日時点では「軽減税率」以外の部分の大綱（案）を公表し、16日に「軽減税率」の内容を盛り込んだ大綱が正式に公表されるという異例の手続がとられた。15年9月にはマイナンバーカードを活用した還付方式という財務省案が示されたが、大手新聞が中心となってネガティブな世論を形成したことから撤回を余儀なくされ、代わりに「軽減税率」が導入されることとなった。軽減税率の対象には、酒類および外食を除く飲食料品以外に、週2回以上発行される新聞も対象とされている。

軽減税率の 対象の線引き

(1) 飲食料品の場合

飲食料品を対象にしたのは、低所得者層ほど飲食料品の支出割合が高いことをふまえたものである。ただし、酒類や外食は対象から除外されている。定義を明確にする必要があるため、食品表示法に規定する飲食料品をさすこととしているが、医薬品・医薬部外品等は対象外とされている。したがって、栄養ドリンクなどには10%の税率が適用される。

電気・ガス・水道といった公共料金も軽減税率の対象とすべ

きとの意見もあったようだが、これらは公共料金の設定において考慮すべきとの考えから除外され、10%の税率が適用されることとなった。他方で、飲料水として販売されるものは、8%の軽減税率の対象となる。ノンアルコールビールは酒類ではないので8%の軽減税率が適用されるが、調味料である「みりん」は酒類に該当し、軽減税率の対象から除外されて10%の税率となる。ただし、「みりん風」調味料や、食塩などが含まれて直接飲みにくくした「料理酒」および「料理酒風」調味料は酒類に該当せず、8%の軽減税率の対象となる。

外食サービスとして提供を受けたもの（食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供）には10%の税率が適用される。

財務省の資料によれば、牛丼屋、ハンバーガー店、そば屋、ピザ屋、すし屋の店内飲食、フードコートでの飲食、コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品、ケータリング、出張料理には10%の税率が適用されることになる。

他方、牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト、そば屋の出前、ピザ屋の宅配、すし屋のお土産、持ち帰りが可能な状態で販売されるコンビニの弁当・惣菜といった、その場で飲食させるサービスの提供（食事の提供）にあ

たらないものや、テーブル、いす等の飲食設備がない屋台での飲食などには8%の軽減税率が適用される。

しかし、軽減税率の適用に関する線引きは微妙であり、たとえば、いすやテーブルがある屋台の場合でも、顧客がその場で

食べなければ8%の軽減税率が適用されるのか明確ではない。なかには「持ち帰るから」といって8%の消費税率で購入しつつ、店内やフードコートに居座って飲食する者が出てくることも想定され、飲食店是对応に苦慮するかもしれない。また、持ち帰りができる弁当や総菜は店舗内にイートインコーナーがあ

っても8%の軽減税率が適用されるが、トレイに載せて座席まで運ばれ、返却する必要がある食器に盛られた食品をイートインコーナーで食べれば10%の税率が課せられる。ピザの宅配は加工食品の配達であることから

8%の軽減税率となるが、顧客の自宅やホテルに向いて調理や給仕を伴うケータリング・出張料理の場合、外食（10%）として取り扱うことが相当とされている。そば屋も、店舗内で食べる和外食として10%の税率が適用されるが、出前を頼めば加工食品の配達であることから8

%に軽減されることになる。そば屋にしてみれば、出前の手間やコストをかけているのに出前だと税金分の売上金額が減少す

るといった理不尽さがつきまとう。機内食や新幹線のワゴンサービス、病院食、社員食堂、カフェテリアなどはどうなるかといった疑問も示されている。

飲食料品と他のものがセットで販売される商品の場合、原則として飲食料品には該当しない。ただし、おまけの玩具付のお菓子など、一定金額以下の商品で、主たる部分が飲食料品である場合、そのセット商品全体が8%税率の適用対象となる。逆に、高額の器とセットで販売される飲食料品は、器を別売りして

いない限り、10%の税率が適用されることになる。

(2)新聞の場合

定期購読される新聞が対象となった表向き理由としては、税制改正大綱には明記されていないが、逆進性の緩和や知る権利の確保、海外（ヨーロッパ）での軽減税率の導入実績などがあげられている。

8%税率の対象となる新聞は「定期購読契約が締結」されたものであり、「一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会事実を掲載す

る週2回以上発行される新聞に限る」とされている。定期購読している日刊紙については8%の税率だが、駅売りの新聞などは10%の税率となる。週2回以上刊行されていることが条件であるため、「聖教新聞」は8%の軽減税率が適用されるが、週1回発行の「しんぶん赤旗」日曜版は10%の税率（日刊紙は8%）になるとの指摘もある。電子版の新聞は対象とならないとの報道もある。

週刊誌や書籍は10%の税率が適用されるが、そもそも「新聞」の定義自体が不明確であるため、定期購読している雑誌類が週2回以上刊行され、「新聞」と表示されれば、8%の軽減税率になってしまうのかはよくわからないところだ。かりに知る権利は民主主義の根幹という理由で税率を軽減するのであれば、新聞の範囲を限定するのは望ましくないであろう。

なお、税制改正大綱では、軽減税率の「書籍・雑誌」への適用について、「その日常生活における意義、有害図書排除の仕組みの構築状況を総合的に勘案

する

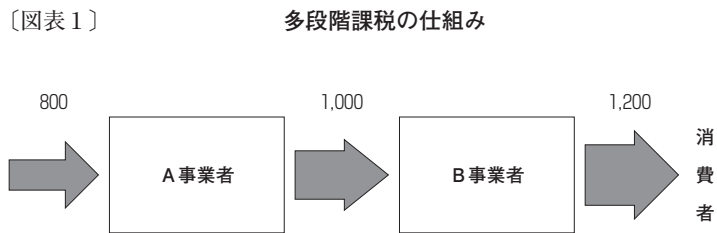
しつつ、引き続き検討する」としている。

多段階課税と仕入税額控除

「軽減税率」を導入する場合、「仕入税額控除」を適切に行って益税が発生することを防止するためには、後述するインボイスの導入が必要となる。まずは、仕入税額控除の仕組みを簡単に解説したい。

わが国の消費税は、転々流通する財やサービスの付加価値に多段階で課税し、最終的には消費者が負担するという仕組みである（「多段階累積控除型」という）。そのため、生産・流通の各段階で重複して課税されることのないように調整する仕組みが必要となり、その仕組みが仕入税額控除である。具体的にいえば、消費税が課せられる事業者は販売や役務の提供に課せられた消費税額から、仕入れた製品・商品や役務の提供に課せられている消費税を控除した残額を納付する。

図表1でいうと、現行税率の8%の場合、A事業者は売上げ



(注) 上記は消費税課税前の取引金額。

10000の8%である80から、仕入税額控除として仕入れ額800の8%である64を控除した16を納付する。B事業者は売上げ1200の8%である96から、仕入税額控除として仕入れ額1000の8%である80を控除した16を納付する。すなわち、それぞれが生み出した付加価値2

00に対する8%の税額を納付することになる。最終的な負担者は消費者（96）である。これはA事業者の仕入れに係る消費税64とA事業者の納税額16、B事業者の納税額16の合計と一致する。

仕入税額控除が認められるのは、あくまでも消費税が課せられる売上げ（課税売上げ）に対応する仕入れのみである。その仕入れも課税仕入れ（仕入先の業者にとつての課税売上げ）が対象となる。課税売上高が5億円以下で、課税売上割合（＝課税売上／（課税売上＋非課税売上））が95%以上の事業者であれば、課税仕入れに課せられた消費税を全額控除できるが、それ以外の場合、課税売上げに対応する部分を算出して控除する。現行制度では、基準期間の課税売上高が10000万円以下の事業者は、免税事業者になれる（課税事業者の選択も可）。課税事業者はこの免税事業者からの仕入れに対しても仕入税額控除が適用できる。前述例でいうと、A事業者が免税事業者であった場合、現行制度ではB事業

者はA事業者からの仕入れ額に対して仕入税額控除が適用できる（この場合、仕入れ額の8/108を控除）。一方、免税事業者自身は、仕入税額控除の適用を受けられない。したがって、A事業者は仕入れの8000に課せられた消費税額64について仕入税額控除により還付を求めるところはできない。そこで、この64をA事業者が販売価格に上乗せして1064でB事業者に販売した場合、B事業者は1064×8/108＝78（通常の仕入税額控除額は80）の仕入税額控除を行うことができる。なお、A事業者が免税事業者であるにもかかわらず、消費税8%相当額の80を上乗せしてB事業者に販売した場合、16（80－仕入れに課された消費税額64）の「益税」が発生することになる。現行制度では、課税売上高が5000万円以下の場合、簡易課税制度が適用できる。同制度では、課税売上高に対する消費税額にみなし仕入率（業種に応じて40%、50%、60%、70%、80%、90%）をかけて仕入税額控除額を算出できる。みなし仕

入率が実際の仕入率より高い場合、実際の仕入れに課せられた消費税額よりも多くの消費税額の控除を受けることができる。この場合も「益税」が発生する。

軽減税率の導入とインボイス

(1) インボイス（適格請求書等保存方式）の導入

軽減税率を導入することにより消費税率が複数となるため、事業者は売上げ・仕入れ両方において、消費税率8%と10%の品目に分けて管理する必要がある。もし管理できなければ、消費者から10%の税率で消費税を徴取しながら、8%の税率で販売したかのように操作する、あるいは8%の税率がかかった仕入れについて、10%の税率が徴取されたかのように操作して仕入税額控除を増しするといったことが行われる可能性がある。現行制度では、仕入税額控除の適用が認められるためには、課税仕入れの事実を証明する書類として、取引内容の帳簿への記録・保存と請求書等の保存（取引対価が3万円以上の場合

に限る）が要件とされているが、税率が単一であることから請求書等には税額の記載が義務付けられていない。しかし、付加価値税に複数の税率が導入されているヨーロッパでは、インボイス（消費税額を記載した請求書等）の保存を仕入税額控除の要件としている。16年度税制改正でも、ヨーロッパのインボイス方式に該当する適格請求書等の保存方式を仕入税額控除の要件としている。この要件は、仕入れた物品に8%の税率の適用対象となる飲食料品等が含まれているか否かに関係なく必要となる。

具体的には、適格請求書発行事業者登録制度を創設し、これに登録した適格請求書発行事業者から交付を受けた「適格請求書」または「適格簡易請求書」の保存を仕入税額控除の要件とする。適格請求書発行事業者とは、所轄の税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付できる事業者として登録を受けた事業者である。登録を受けた事業者の氏名・名称と登録番号等はインターネットですみやかに公表される。免税事業者は登録できない。

適格請求書には、現行の請求書に記載されている事項（請求書の発行事業者の氏名・名称、取引年月日、取引内容、対価の額、請求書の交付を受ける事業者の氏名・名称）に加え、登録番号、その取引が軽減税率の対象項目である旨、税率ごとに合計した対価の額と適用税率、消費税額等（消費税額および地方消費税額）の記載が義務付けられている（図表2）。

適格請求書発行事業者は、国内で課税対象となる物品の販売や役務の提供を行い、販売・提供先から適格請求書の交付を求められた場合、これを交付しなければならぬ。ただし、次の場合、適格請求書の交付は免除される。

- ① 公共交通機関である船舶、バスまたは鉄道による旅客の運送（3万円未満）
- ② 卸売市場や農協、漁協等が委託を受けて行う農水産品の譲渡等
- ③ 自動販売機による販売（3万円未満）

④ その他、請求書等の送付が困難な取引のうち一定のもの

適格請求書発行事業者が、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業等、不特定多数の消費者に物品の販売やサービスの提供を行う場合、適格請求書に代わり、適格簡易請求書を交付することができる。適格簡易請求書は、適用税率と消費税額等のいずれかを記載すればよく、請求書の交付を受ける事業者の氏名・名称の記載は不要とされている。偽の適格請求書を交付・提供した者には罰則が適用される。

消費税率の10%への引上げや飲食料品等への軽減税率8%の導入は17年4月1日からだが、それまでに適格請求書等保存方式を導入することは時間的に厳しい。そこで大綱では、適格請求書等の仕組みを導入するのは、21年4月1日以降としている（適格請求書発行事業者としての登録の申請は19年4月1日から）。

(2) 仕入税額控除の要件

仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿に仕入先の氏名

・名称、取引の年月日、取引内容、取引対価の額と、その取引が8%の軽減税率の適用対象である場合、その旨を記録し、また仕入先から適格請求書または適格簡易請求書の交付を受けて保存する必要がある。したがって、適格請求書の交付ができない免税業者からの仕入れについて、仕入税額控除が認められなくなる。その結果、事業者が免税業者からの仕入れを回避することになり、免税事業者が課税事業者に転換していくことも予想される。

なお、例外的に次の場合は、帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる。

- ①公共交通機関である船舶、バスまたは鉄道による旅客の運送の運賃
- ②適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③古物業者が適格請求書発行事業者以外(例…消費者)から買い受けるもの
- ④質屋が適格請求書発行事業者以外から買い受けるもの
- ⑤宅地建物取引業者が適格請求

書発行事業者以外から買い受けるもの

⑥リサイクル業者が適格請求書発行事業者以外から買い受ける再生資源や再生部品

⑦自動販売機からの購入(3万円未満)

⑧その他適格請求書の交付を受けることが困難な一定のもの
現行の取引対価が3万円未満の場合に請求書等の保存を免除する規定は廃止される。

(3)売上げ・仕入れに係る消費税額の計算

売上げに係る消費税については、売上げを10%の税率が適用されるものと8%の軽減税率が適用されるものに区分経理し、それぞれの売上金額の合計額にそれぞれの税率を適用して算出するのが原則である。ただし、販売先に交付した適格請求書の写しを保存している場合、書類に記載した消費税額等を積み上げて、売上げに係る消費税額等を計算することができる。
仕入れに係る消費税に関しては、仕入先に交付してもらった適格請求書等に記録された消費税額等を積み上げて計算する方

法を原則とする。売上げについて積上げ計算の適用を受けない場合に限り、仕入れを10%の税率が適用されるものと8%の税率が適用されるものに分けて、それぞれ合計した金額に10%、8%の税率を適用して消費税額等を算出することになる。

税制大綱では、課税売上高が5000万円以下の場合の簡易課税制度によるみなし仕入率の廃止を明記していない。しかし、8%の軽減税率の導入に合わせ、みなし仕入率の見直しが行われる可能性がある。

(4)免税事業者への経過措置

前述したとおり、免税事業者からの仕入れには仕入税額控除が認められなくなる。ただし、激変緩和措置として、免税事業者からの仕入れについて一定の事項が記載された帳簿と請求書等を保存している場合、21年4月1日から24年3月31日まで3事業年度の間の仕入れについては、その対価の消費税相当額の80%、24年4月1日から27年3月31日まで3事業年度の間の仕入れについては50%を仕入れ税額として控除できる。

インボイス導入までの経過措置

(1)簡便的な請求書等(区分記載請求書等保存方式)

適格請求書等保存方式が導入されるまでの間の経過措置として、区分記載請求書等保存方式の適用が認められる。これは、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、10%の税率の適用対象と8%の軽減税率の適用対象を区分経理するための措置である。売手の業者が発行する請求書等に、現行の請求書に記載されている事項(請求書の発行事業者の氏名・名称、取引年月日、取引の内容、対価の額、請求書の交付を受ける事業者の氏名・名称)に加え、8%の軽減税率が適用される場合はその旨と、10%と8%の適用税率ごとに合計した対価の額を記載する(図表2参照)。請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づいて、これら追加記載事項を追記することも認められている。売手には現行どおり、区分記載請求書等の交付義務・保存義務は課せられないこととなる。

【特集】2016年度税制改正の勘どころ

買手が仕入税額控除を適用するには、帳簿の記録（課税仕入れが8%の軽減税率の適用対象である場合、帳簿にその旨を記載）に加え、区分記載請求書等の保存が必要である。区分記載請求書等は免税事業者も発行できるため、現行制度と同様に免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除の適用を受けることができる。ただし、支払対価が3万円未満の場合、自動販売機から購入する場合、中古品販売業者が消費者から購入する場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合、帳簿への記載のみで仕入税額控除を適用することができる。なお、偽の区分記載請求書を交付した場合の罰則規定は予定されていない。

売上げや仕入れに係る消費税額等の計算は、10%の税率が適用されるものと8%の軽減税率が適用されるものに区分経理し、それぞれの売上金額、仕入金額の合計額にそれぞれの税率を適用して算出することになる。

(2)経過措置としての消費税額の簡便的な計算方法

売上げや仕入れについて税率ごとに区分経理することが困難な事業者には、消費税額等の簡便的な計算が認められている。〔売上げに関する簡便的な計算方法〕

売上げに係る消費税額等の簡便な計算方法として、課税売上高5000万円以下の中小事業者の場合、17年4月1日から21年3月31日までの期間（4事業年度）、次の方法を用いて、軽減税率の適用対象となる課税売上高を算出することができる。

ア・仕入れを管理できる卸売事業者・小売事業者の場合、仕入総額に占める軽減税率（8%）対象品目の割合を課税売上高に乘じる方法。この場合、簡易課税制度を適用することはできない。

イ・ア以外の事業者の場合、通常事業の連続する10営業日の売上総額に占める当該10日間の軽減税率が適用された課税売上高の割合を課税売上高全体に乘じる方法

ウ・ア、イのいずれも困難な場合・課税売上高の50%とする方法

〔図表2〕

現行請求書・区分記載請求書・適格請求書比較表

現行の請求書（B社保存）				区分記載請求書（B社保存）				適格請求書（B社保存）			
請求書				請求書				請求書			
B株式会社御中				B株式会社御中				B株式会社御中			
6月分	1,080,000円	（税込み）		6月分	1,088,000円	（税込み）		6月分	1,000,000円	（本体）	
6月1日	食料品	378,000円		6月1日	食料品*	378,000円		6月1日	食料品*	350,000円	
6月10日	酒類	432,000円		6月10日	酒類	440,000円		6月10日	酒類	400,000円	
6月20日	飲料	270,000円		6月20日	飲料*	270,000円		6月20日	飲料*	250,000円	
合計	1,080,000円			合計	1,088,000円			合計	1,000,000円		
				消費税				消費税			
				（10%対象 440,000円）				（10%対象 400,000円）			
				（8%対象 648,000円）				消費税 40,000円）			
								（8%対象 600,000円）			
								消費税 48,000円）			
A株式会社				A株式会社				A株式会社 登録番号 1234567			

（注）*は軽減税率（8%）適用商品。

（出所）2016年度税制改正大綱、財務省資料等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成（図表3も同じ）。

〔図表3〕

消費税における経過措置の概要

		現行	2017年4月～	2021年4月～
請求書等		請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式
		交付義務なし		交付義務あり
		不正交付の罰則なし		不正交付の罰則あり
仕入税額控除		請求書等の保存は必要		
		3万円未満の取引は帳簿の記載のみで可能（保存不要）		3万円未満の取引の特例廃止
		一定の取引は帳簿の記載のみで可能		
		免税事業者からの仕入れも対象		免税事業者からの仕入れは不可 ただし、下記の経過措置 •2021年4月～ 80%控除 •2024年4月～ 50%控除 •2027年4月～ 廃止
税額計算	売上げ	税込金額からの割戻し	課税売上高5,000万円以下の事業者は4年間の特例	税率ごとの取引総額からの割戻し または 適格請求書の写しの税額の積上げ
			それ以外の事業者は1年間の特例	
	仕入れ	税込金額からの割戻し	1年間の特例	税率ごとの取引総額からの割戻し または 適格請求書の税額の積上げ
			簡易課税制度の適用可能	
	-	1年間は事後選択可能	-	

課税売上高が5000万円超の事業者の場合、17年4月1日から18年3月31日までの期間（1事業年度）に限り、前記の方法を用いることができる。
〔仕入れに関する簡便的な計算方法〕
仕入れに係る消費税額等の簡便な計算方法として、課税売上高が5000万円以下の中小事業者の場合、17年4月1日から18年3月31日までの期間（1事業年度）に限り、次の方法を用いて、軽減税率の適用対象となる課税売上高を算出することができる。
工・売上げを管理できる卸売事業者・小売事業者の場合、売上総額に占める軽減税率（8%）対象品目の割合を仕入総額に乘じる方法
オ・工以外の事業者の場合、17年4月1日から18年3月31日までの期間（1事業年度）中に届出

をすることで簡易課税制度の適用を受けられる
課税売上高が5000万円超の事業者の場合にも同様の方法を用いることができる
特別目的会社を用いた節税スキームへの対応
消費税法では、法人の場合、前々事業年度の課税売上高が1000万円未満の場合は免税事業者としての取扱いを受け、5000万円未満の場合は簡易課税制度を利用することができる。12年度の会計検査院の報告では、資産流動化やPFI事業の実施のために設立された特別目的会社が、高額の不動産を建設・取得した年度において仕入税額控除により多額の消費税の還付を受ける一方で、建物等売却した翌事業年度においても免税制度の適用を受ける、または簡易課税制度の適用を受けてみない仕入割合（例…建設業は70%）に基づく仕入税額控除を行うといった節税行為が行われている旨が指摘されていた。
そこで16年度税制改正では、このような節税を防止するため、

事業者が高額資産（1個が税抜価格1000万円以上の棚卸資産または固定資産）を取得した場合、その翌事業年度と翌々事業年度も免税制度と簡易課税制度を適用しないこととした。当該措置は、16年4月1日以後に高額資産を取得した場合に適用される（15年12月31日までに契約したものを16年4月1日以後に仕入れた場合を除く）。

軽減税率の効果と 税収不足への対応

軽減税率による逆進性の緩和について、財務省の試算によれば、高所得者世帯ほど減税額は大きくなるが、消費税額の減少率や収入に占める減税額の割合は、低所得者層ほど大きくなっている。さらに16年1月20日に成立した15年度補正予算により、低年金受給者に対する3万円の臨時給付金も手当てされる。

今回の軽減税率による消費税の減収額は1兆円と試算されており、このうち4000億円は、総合合算制度をとりやめることで手当てされる。残りの6000億円については、16年度末ま

で法制上の措置等を講じることで安定的な恒久財源を確保することになっている。

総合合算制度は「低所得者層の家計に過重な負担をかけない」という観点から医療・介護・保育・障害に関するトータル
の自己負担の合計額に上限を設定するという制度である。低所得者層以外も恩恵を受ける軽減税率を導入するために総合合算制度の導入をやめることが政策の趣旨にかなうのか、疑問を感じるところではある。他方で、16年度税制改正大綱には金融所得への課税強化を示唆する文言が盛り込まれており、代替財源として安易に課税が強化されることがないように注目していく必要がある。

よしい かずひろ

87年大阪大学法学部卒、同年大和証券に入社。アナリスト業務を経て、89年4月に現在の部署に異動し、主として会計・税務・金融規制等の調査を担当。06年4月に現職に就任、証券・金融関係の法律・制度の調査を統括。